

射水市測量等業務委託に係る低入札価格調査制度試行実施要領新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第13条 省略</p> <p>第14条 第9条第2項に定める審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 財務管理部長</p> <p>(2) 副会長 都市整備部長、上下水道部長、財務管理部次長、都市整備部次長、上下水道部次長、測量等業務委託設計担当部次長</p> <p>(3) 委員 測量等業務委託設計担当課長、<b>契約担当課長</b></p> <p>第15条以下 省略</p>	<p>第1条～第13条 省略</p> <p>第14条 第9条第2項に定める審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 財務管理部長</p> <p>(2) 副会長 都市整備部長、上下水道部長、財務管理部次長、都市整備部次長、上下水道部次長、測量等業務委託設計担当部次長<b>及び検査監</b></p> <p>(3) 委員 測量等業務委託設計担当課長<b>及び契約担当課長</b></p> <p>第15条以下 省略</p>	